

令和5・6年度 入札参加等資格審査追加申請手続(建設工事)の概要

呉市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加するために必要な資格を有しておらず、資格審査を希望する方は、入札参加等資格審査申請書など所定の提出書類を提出してください。

なお、原則として入札はすべて電子入札で行っておりますので、市内業者・準市内業者も可能な限り電子申請での申請をお願いします。

【申請手続】

申請区分	電子申請 〔 広島県・市町村共同利用電子入札等システム (電子申請システム)による申請 〕	窓口申請		
対象者	市内業者, 準市内業者, 市外業者		市内業者, 準市内業者	
申請方法・提出先	○電子入札等システムで広島県に申請するとともに、 呉市様式等を呉市契約課へ郵送又は窓口を持参してください。 ○別表(提出書類一覧表)を確認の上、必要な書類を提出してください。 ※呉市独自様式は呉市契約課ホームページ「様式集(通常)」にエクセルファイルで掲載しています。 【提出先】〒737-8501 呉市中央4丁目1-6 呉市役所7階 呉市財務部契約課 工事契約グループ TEL 0823-25-3376		○呉市契約課へ郵送又は窓口を持参してください。	
追加申請期間	電子申請後に呉市契約課へ別途提出すべき添付書類等の受付期間	経営事項審査結果通知書等の審査基準日	窓口受付期間	経営事項審査結果通知書等の審査基準日
第1回	令和5年 5月 8日から 令和5年 5月 19日まで	令和3年10月 8日以降	令和5年 5月 8日から 令和5年 5月 19日まで	令和3年10月 8日以降
第2回	令和5年 7月 3日から 令和5年 7月 14日まで	令和3年12月 3日以降	令和5年 7月 3日から 令和5年 7月 14日まで	令和3年12月 3日以降
第3回	令和5年10月 2日から 令和5年10月 13日まで	令和4年 3月 2日以降	令和5年10月 2日から 令和5年10月 13日まで	令和4年 3月 2日以降
第4回	令和6年 2月 5日から 令和6年 2月 16日まで	令和4年 7月 5日以降	令和6年 2月 5日から 令和6年 2月 16日まで	令和4年 7月 5日以降
第5回	令和6年 5月 13日から 令和6年 5月 24日まで	令和4年10月 13日以降	令和6年 5月 13日から 令和6年 5月 24日まで	令和4年10月 13日以降
第6回	令和6年 9月 2日から 令和6年 9月 13日まで	令和5年 2月 2日以降	令和6年 9月 2日から 令和6年 9月 13日まで	令和5年 2月 2日以降
受付時間	《電子申請》 9:00～17:00 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 《添付書類》 ●窓口受付:9:00～17:00 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ●郵送:各回の添付書類等の受付期間の最終日(17:00必着)		《窓口申請》 ●窓口受付:9:00～17:00 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ●郵送:各回の窓口受付期間の最終日(17:00必着)	
注意事項	・市外業者が行う申請については、市長が特に必要と認める場合を除き、電子申請によるものとします。 ※市長が特に必要と認める場合とは、電子申請システムに登録済みであり、申請者に帰する原因でなく、かつ代替方法がなかったことを証明できる場合に限りです。 ・期日までに記録又は書面が到達しない場合は、申請全体を無効とします。		・提出書類の文字等が不明瞭な場合は受付できない場合があります。	
	・申請期間経過後は、呉市長が特に必要とする場合を除き受理しません。 ・申請方法は、電子申請と窓口申請のどちらか一つの方法に限ります。			

【申請を行うことができない方】

次のいずれかに該当する方は、入札参加等資格審査に係る申請を行うことはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する方
- (2) 呉市に納付すべき税金並びに消費税及び地方消費税の滞納がある方
- (3) 申請しようとする建設工事の種類について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない方
- (4) 申請しようとする建設工事の種類について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない方及び総合評定値通知書の完成工事高の実績を有していない方
- (5) 経営事項審査の申請又は入札参加等資格の審査に係る申請において、虚偽の申請を行った方（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由として建設業法に基づく処分又は呉市の入札参加等資格の取消しをされた方で、入札参加等資格審査の申請日において当該処分又は取消しの日から24か月を経過している方を除く。）又は重要な事項について記載（添付）しなかった方
- (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していない方
- (7) 令和5年度及び令和6年度において入札参加資格の取消しを受けた方又は取下げを行った方

【別表(提出書類一覧表)】

番号	資格審査申請書類等	呉市独自様式番号	申請者の区分		備考 (提出時の注意事項等)
			市内業者・準市内業者	市外業者	
1	建設工事入札参加等資格審査申請書	工事様式1	○	○	代表者印は実印を押印してください。
2	希望業種登録申請書	工事様式2	○	○	委任関係がある場合の申請業種は、受任する営業所等の建設業の許可業種の範囲に限ります。
3	使用印鑑届	工事様式3	○	○	
4	納税に関する誓約書	工事様式4	○	○	申請時において、呉市に納税義務がない事業者も提出してください。
5	委任状	工事様式5	△	△	代表者が受任者に契約締結権限等を委任する場合に提出してください。
6	営業所等所在調書(建設工事)	工事様式6-1, 6-2	○	—	市内業者及び準市内業者のみ提出してください。
7	主観的事項の状況	工事様式7	○	—	市内業者及び準市内業者のみ提出してください。該当項目がない場合も提出が必要です。
8	エコアクション21認証・登録証等の写し又はISO14005準拠の制度における合格証の写し	—	△	—	呉市内の営業所等への認証・登録等が確認できるもの(建設業に関するものに限る。)
9	障害者雇用状況報告書等の写し	—	△	—	
10	呉市建設業危機管理対策協議会会員証明書の写し	—	△	—	協議会事務局(呉市危機管理課・呉市役所2階)が発行するものです。申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
11	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	—	△	—	申請日において、呉市消防団協力事業所として認定を受けていることを証明するものを提出してください。申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
12	地域環境維持向上活動の活動実績報告書の写し	—	△	—	申請時の前年度において、次のいずれかの団体等としての、活動実績報告書(提出先の受付印があるもの)を提出してください。 ①広島県アダプト活動(マイロード又はラブリバー)認定団体 ②呉市ふれあいロード推進団体 ③呉市ふれあいリバー推進団体 ④呉市ふれあい花壇協定団体

13	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	—	△	—	申請日において、建設業労働災害防止協会広島県支部員分会に加入していることを証明するものを提出してください。申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
14	協力雇用事業主登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	—	△	—	申請日において、広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けていること又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所として登録されていることを証明するものを提出してください。申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
15	誓約書(個人事業者用)	工事様式8	○ (個人事業者)	○ (個人事業者)	個人事業者のみ提出してください。
16	代表者の身分証明書の写し	—	○ (個人事業者)	○ (個人事業者)	個人事業者のみ提出してください。市役所等で交付されるもので、申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
17	登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し	—	○ (法人事業者)	○ (法人事業者)	法人事業者のみ提出してください。申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
18	納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)の写し	—	○	—	電子申請を行う場合は提出不要です。税務署等で発行される「未納の税額がない」旨の記載のある証明書(その3・その3の2・その3の3)です。申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください(特例適用の場合があります。)
19	印鑑証明書の写し	—	○	○	申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
20	建設業許可通知書又は証明書の写し	—	○	○	申請時において許可が有効であることが確認できるものを提出してください。
21	営業所一覧表(建設業許可申請書の別紙二)の写し	—	△	△	契約締結権限等を営業所等に委任する場合のみ提出してください(受任営業所の頁のみ)。
22	経営事項審査の結果通知書・総合評定値通知書の写し	—	○	○	審査基準日から1年7か月以内の有効かつ最新のものに限り、希望業種に係る総合評定値(P点)及び完成工事高の数値が記載されていることが必須となります。
23	技術職員名簿(経営事項審査申請書の別紙二)の写し	—	○ (市内業者のみ)	—	経営事項審査申請書の別紙二(今回提出する経審に対応するもの)を提出してください。 ※受審時以降に雇用した技術者がいる場合は朱書きで記入するとともに、当該資格を証する書面の写し及び雇用関係の確認できる書面の写しを提出してください。 また、退職した技術者があれば、朱線を引いて消してください。
24	送信完了兼受付票の写し	—	○	○	電子申請システムにおいて申請時に出力されたもの窓口申請を行う場合は提出不要です。
25	受付票(建設工事)	工事様式9	○	△	窓口申請を行う場合は提出してください。電子申請の場合は受付完了を確認したい場合のみ提出してください。
26	受付票送付用封筒	—	△	△	受付が完了したことを確認したい場合、「25 受付票」とともに提出してください(宛先を記入し、切手を貼付したもの)。
27	資格認定通知送付用封筒	—	○	○	宛名を記入し、切手を貼ってください。

※○印は必ず提出が必要、△印は該当する方のみ提出が必要です。

注) 提出書類は、番号25、26及び27を除き、番号順にA4タテの左ヒモ綴じ(2穴)にして提出してください。

【申請時に必要な経営事項審査の総合評定値通知書】

申請日現在において、有効かつ最新のものを提出してください。

また、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

【新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例】

別表番号18において、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要としますが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

【技術者登録に関する特記事項】

資格認定後に登録する呉市の技術者名簿（市内業者対象）には、各回の申請で提出された番号23「技術職員名簿の写し」に記載されている技術者及びその資格のみ対象とします。

受審時以降に雇用した技術者がいる場合は「技術職員名簿の写し」に朱書きで記入するとともに、当該資格を証する書面の写し及び雇用関係の確認できる書面の写しを提出してください。

また、退職した技術者があれば、朱線を引いて消してください。

なお、実務経験での技術者登録は、「経営事項審査時の技術者名簿」に記載され、かつ経審の該当業種に対応する技術者人数が確認できるもののみの登録とするため、最大2業種までとなります。

【入札参加等資格の認定・通知及び適用開始】

入札参加等資格認定日は、各申請月の翌々月1日を予定しており、認定・非認定にかかわらず申請者に通知します。

また、入札参加等資格を認定された方は、入札公告、指名通知又は見積等が資格認定日以降のものから適用開始となります。

【入札参加等資格の有効期間等】

当該資格が認定された日から令和7年3月31日まで有効となります。

ただし、令和7年4月1日以降も令和7年度の入札参加等資格の認定が行われていないときは、令和7年度の入札参加等資格が認定される日まで有効とします。

【その他】

認定後において、申請書等の記載事項（商号又は名称、代表者、所在地等）に変更を生じた場合は、速やかに変更届を提出してください（客観的審査事項及び主観的審査事項については、この限りでない。）。

ただし、呉市内へ本店又は営業所等を開設する場合、今回の申請で登録を希望しなかった入札参加資格について資格認定後に追加で登録の希望（業種の追加）をする場合は、前に掲げる追加申請の時期にのみ受け付けるものとします。